

○三郷町都市公園条例

昭和49年9月30日

条例第30号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理につき必要な事項を定めることを目的とする。

(都市公園の設置基準)

第1条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第1条の4に定めるところによる。

(平25条例13・追加)

(住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第1条の3 町内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、町内の市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

(平25条例13・追加)

(都市公園の配置及び規模の基準)

第1条の4 町が都市公園を設置する場合には、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、住民が容易に利用することができるよう配置するとともに、利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようその敷地面積を確保するものとする。

(平25条例13・追加)

(公園施設の設置基準)

第1条の5 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 令第6条第1項第2号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 令第6条第1項第3号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前

3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

- 5 令第6条第1項第4号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前各項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(平25条例13・追加)

(公園施設に関する制限)

第1条の6 令第8条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。

(平30条例14・追加)

(設置、区域の変更及び廃止)

第2条 町の設置する都市公園は、別表第1のとおりとする。

- 2 前項の都市公園の区域は、別に町長が公示する。その区域を変更したときも同様とする。

(平25条例13・一部改正)

## 第2章 都市公園の管理

(行為の制限)

第3条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金、その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他町長の指示する事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を町長に提出してその許可を受けなければならない。

- 4 町長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り第1項又は前項の許可（以下「行為の許可」という。）を与えることができる。

- 5 町長は、行為の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(平25条例13・一部改正)

(許可の特例)

第4条 法第6条第1項又は第3項の許可（以下「占用の許可」という。）を受けた者は、当該許可にかかる事項については、行為の許可を受けたことを要しない。

(行為の禁止)

第5条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第2項、法第6条第1項若しくは第3項の許可にかかるものについては、この限りでない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又はとめおくこと。
- (8) たき火その他危険な行為をすること。
- (9) ごみその他汚物若しくは廃物を捨て、又は放置すること。
- (10) 都市公園をその用途外に使用すること。

(平25条例13・一部改正)

(利用の禁止又は制限)

第6条 町長は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため区域を定めて都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第7条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項
  - ア 設置の目的
  - イ 設置の期間
  - ウ 設置の場所
  - エ 公園施設の構造
  - オ 公園施設の管理の方法
  - カ 工事实施の方法
  - キ 工事の着手及び完了の時期
  - ク 都市公園の復旧方法
  - ケ その他町長の指示する事項
- (2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 管理の目的
  - イ 管理の期間
  - ウ 管理する公園の施設
  - エ 管理の方法
  - オ その他町長の指示する事項
- (3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項
- ア すでに受けた許可年月日及び許可番号
  - イ 変更事項及び理由
  - ウ その他町長の指示する事項

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の管理方法
  - (2) 工事实施の方法
  - (3) 工事の着手及び完了の時期
  - (4) 都市公園の復旧方法
  - (5) その他町長の指示する事項
- (平25条例13・一部改正)

(設計書等)

第8条 公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書仕様書及び図面を添付しなければならない。

(監督処分)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対してこの条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反した者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) その他公益上やむを得ない必要が生じた場合

(平25条例13・一部改正)

(使用料及び占用料の額)

第10条 第3条第1項又は第3項の許可を受けた者でその行為が営利を目的とする場合には、別表第2に掲げる使用料を納付しなければならない。

2 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、三郷町道路占用料に関する条例(昭和53年3月三郷町条例第10号)の規定の例により占用料を納付しなければならない。

(平10条例15・平26条例34・一部改正)

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 法第5条第2項の許可、占用の許可若しくは行為の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は使用させてはならない。

### 第3章 雑則

(届出)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、すみやかにその旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第2項の許可又は占用の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第10条第1項又は第2項の規定により同条第2項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (6) 第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(平25条例13・一部改正)

(使用料等の徴収)

第13条 第10条の規定による使用料又は占用料は、許可の際徴収する。ただし、町長が必要と認めるときは、毎会計年度ごとに占用料は、分納することができる。

2 前項ただし書の規定により分納する場合の占用料の納期限は、4月末日とする。

3 面積の計算については、1平方メートル未満の端数は、1平方メートルに切り上げて計算する。

(平10条例15・一部改正)

(使用料等の減免)

第14条 町長は、行為の許可を受けた者の責に帰さない理由によつて、これらの許可に係る行為又は使用をすることができなくなつた場合その他特別の理由があると認める場合においては、使用料等の全部又は一部を減免することができる。

(その他)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

(平8条例9・旧第15条繰下、平17条例44・旧第16条繰上、平25条例13・一部改正)

#### 第4章 罰則

第16条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、2,000円以下の過料を科する。

- (1) 第3条第1項又は第3項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第5条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第6条の規定による利用の禁止又は制限に違反して都市公園を利用した者
- (4) 第9条第1項又は第2項の規定による町長の命令に違反した者

(平8条例9・旧第16条繰下、平17条例44・旧第17条繰上、平25条例13・一部改正)

第17条 偽りその他不正な手段により使用料又は占用料を免れ、又はその金額を偽つた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

(平12条例22・全改、平17条例44・旧第18条繰上)

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。

(平8条例9・旧第18条繰下、平17条例44・旧第19条繰上)

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和58年3月22日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和60年3月23日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和62年3月26日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和62年12月16日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成元年3月30日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、平成元年7月1日から施行する。

付 則（平成2年9月25日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成2年12月26日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成4年6月26日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成7年3月23日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成8年6月26日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行し、平成8年3月25日から適用する。

付 則（平成9年3月21日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成9年3月21日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

付 則（平成9年9月30日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成10年3月23日条例第15号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

付 則（平成10年12月18日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成11年3月19日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成12年3月21日条例第22号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成13年3月30日条例第10号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成14年3月19日条例第19号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成16年6月22日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成17年5月11日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成17年6月21日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成17年12月26日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成20年12月24日条例第36号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成23年3月23日条例第5号）

この条例は、平成23年3月30日から施行する。

付 則（平成25年3月26日条例第13号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年12月19日条例第34号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成29年12月20日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成30年3月19日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和5年3月22日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

#### 別表第1（第2条関係）

（平2条例18・全改、平2条例30・平4条例25・平7条例13・平9条例7・平9条例30・平10条例39・平11条例3・平13条例10・平14条例19・平16条例19・平17条例16・平17条例18・平20条例36・平23条例5・平29条例28・令5条例11・一部改正）

公園番号	公園名	種別	所在地
1-1	南畑児童公園	街区公園	三郷町信貴南畑1丁目2番77号
1-2	信貴山西児童公園	街区公園	三郷町信貴山西3番87号

2-1	竜田運動公園	地区公園	三郷町立野北2丁目31番2号
2-2	馬場児童遊園地	街区公園	三郷町立野南1丁目29番1号
2-3	みさと第1児童遊園地	街区公園	三郷町立野北1丁目41番9号
2-4	みさと緑地公園（カルチャー 広場）	街区公園	三郷町立野北1丁目26番12号
2-5	みさと第2緑地公園	街区公園	三郷町立野南1丁目5番1号
2-6	農住1号公園	街区公園	三郷町立野北2丁目16番1号
2-7	農住2号公園	街区公園	三郷町立野南2丁目21番20号
2-8	農住3号公園	街区公園	三郷町立野南2丁目8番22号
2-9	農住4号公園	街区公園	三郷町立野南3丁目11番51号
2-10	農住5号公園	街区公園	三郷町立野南3丁目25番33号
2-11	みさと第2児童遊園地	街区公園	三郷町立野北1丁目29番117号
2-12	みさと第3緑地公園	街区公園	三郷町立野北1丁目31番40号
2-13	みさと第4緑地公園	街区公園	三郷町立野北1丁目33番48号
2-14	みさと第5緑地公園	街区公園	三郷町立野南1丁目2番24号
2-15	みさと第3児童遊園地	街区公園	三郷町立野北1丁目36番50号
2-16	みさと第4児童遊園地	街区公園	三郷町立野南1丁目16番4号
2-17	みさと第6緑地公園	街区公園	三郷町立野北1丁目35番4号
2-18	みさと第7緑地公園	街区公園	三郷町立野北1丁目33番20号
2-19	立野北第1児童公園	街区公園	三郷町立野北1丁目20番9号
2-20	立野北第2児童公園	街区公園	三郷町立野北1丁目21番25号
2-21	今井児童公園	街区公園	三郷町立野北3丁目27、28番地
2-22	みさと第8緑地公園	街区公園	三郷町立野北1丁目2120番4
2-23	みさと第9緑地公園	街区公園	三郷町立野北1丁目2440番20
2-1G	農住1号緑地	緑地	三郷町立野南3丁目28番33号
2-2G	農住2号緑地	緑地	三郷町立野南3丁目23番10号
2-3G	農住3号緑地	緑地	三郷町立野南3丁目21番13号
2-4R	やすらぎの小径	緑地	三郷町立野南2丁目9番22号
2-5G	農住4号緑地	緑地	三郷町立野南3丁目14番5号
3-1	勢野東4丁目公園	街区公園	三郷町勢野東4丁目7番8号
3-2	三郷中央公園	地区公園	三郷町勢野西1丁目2番3号
3-3	勢野東4丁目2号公園	街区公園	三郷町勢野東4丁目1550番1、1550番10

4—1	信貴ヶ丘児童公園	街区公園	三郷町信貴ヶ丘4丁目1番3号
4—2	里ヶ丘・緑ヶ丘第1児童公園	街区公園	三郷町勢野西5丁目4番1号
4—3	里ヶ丘・緑ヶ丘第2児童公園	街区公園	三郷町勢野西4丁目10番5号
5—1	美松ヶ丘第1児童公園	街区公園	三郷町美松ヶ丘西1丁目9番21号
5—2	美松ヶ丘第2児童公園	街区公園	三郷町美松ヶ丘東2丁目3番27号
5—3	美松ヶ丘第3児童公園	街区公園	三郷町美松ヶ丘西2丁目8番15号
5—1G	美松ヶ丘第1緑地	緑地	三郷町美松ヶ丘東2丁目9番19号
5—2G	美松ヶ丘第2緑地	緑地	三郷町美松ヶ丘東2丁目4番24号
6—1	東信貴ヶ丘第1児童公園	街区公園	三郷町東信貴ヶ丘3丁目1番20号
6—2	東信貴ヶ丘第2児童公園	街区公園	三郷町東信貴ヶ丘3丁目10番27号
6—3	東信貴ヶ丘第3児童公園	街区公園	三郷町東信貴ヶ丘3丁目9番14号
6—4	東信貴ヶ丘第4児童公園	街区公園	三郷町東信貴ヶ丘2丁目447—4
7—1	夕陽ヶ丘児童公園	街区公園	三郷町夕陽ヶ丘11番22号
7—2	住民広場	街区公園	三郷町夕陽ヶ丘4番8号
8—1	三室児童遊園地	街区公園	三郷町三室1丁目2番18号
8—2	三室第2児童遊園地	街区公園	三郷町三室2丁目1番28号
8—3	三室第3児童遊園地	街区公園	三郷町三室2丁目19番14号
8—4	三室第4児童遊園地	街区公園	三郷町三室1丁目15番21号
9—1	城山台第1児童公園	街区公園	三郷町城山台1丁目2番5号
9—2	城山台第2児童公園	街区公園	三郷町城山台2丁目10番6号
9—3	城山台第3児童公園	街区公園	三郷町城山台5丁目10番7号
9—4	城山台第4児童公園	街区公園	三郷町城山台4丁目4番13号
9—5	城山台第5児童公園	街区公園	三郷町城山台4丁目7番5号
9—6	城山台第6児童公園	街区公園	三郷町城山台3丁目2番13号
9—7	城山台第7児童公園	街区公園	三郷町城山台2丁目1番2号
9—8	城山台第8児童公園	街区公園	三郷町城山台2丁目5番5号
9—1G	城山台第1緑地	緑地	三郷町城山台1丁目2225—108
9—2G	城山台第2緑地	緑地	三郷町城山台2丁目2868—96
9—3G	城山台第3緑地	緑地	三郷町城山台4丁目2828—167
9—4G	城山台第4緑地	緑地	三郷町城山台4丁目2828—164
9—5G	城山台第5緑地	緑地	三郷町城山台2丁目3365—324
9—6G	城山台第6緑地	緑地	三郷町城山台2丁目3365—333

9—7G	城山台第7緑地	緑地	三郷町城山台2丁目3365—343
10—1	勢野グラウンド	街区公園	三郷町勢野北5丁目13番1、13番2
10—2	勢野北1号公園	街区公園	三郷町勢野北1丁目9番1
10—3	勢野北2号公園	街区公園	三郷町勢野北2丁目5番1
10—4	勢野北3号公園	街区公園	三郷町勢野北3丁目4番19
10—5	勢野北4号公園	街区公園	三郷町勢野北3丁目10番27
10—6	勢野北5号公園	街区公園	三郷町勢野北4丁目1番6
10—7	勢野北6号公園	街区公園	三郷町勢野北5丁目2番14
10—1G	勢野北1号緑地	緑地	三郷町勢野北2丁目5番10、5番11
10—2G	勢野北2号緑地	緑地	三郷町勢野北2丁目13番10
10—3G	勢野北3号緑地	緑地	三郷町勢野北3丁目1番2、1番5、1番6
10—4G	勢野北4号緑地	緑地	三郷町勢野北3丁目2番
10—5G	勢野北5号緑地	緑地	三郷町勢野北3丁目6番14
10—6G	勢野北6号緑地	緑地	三郷町勢野北4丁目2番1
10—7G	勢野北7号緑地	緑地	三郷町勢野北4丁目3番6
11—1	勢野北公園	街区公園	三郷町大字勢野1400番1

別表第2（第10条関係）

（平元条例13・平9条例14・一部改正）

第3条第1項各号に掲げる行為の許可による使用料

行為の種類	単位	期間	金額
行商、募金その他これらに類する行為	1平方メートル	1日につき	525円
興行又はこれに類する行為	1平方メートル	1日につき	105円
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	1平方メートル	1日につき	21円